

ポルノグラフィに対する 言語行為論アプローチ¹⁾

江口 聡*

国内のジェンダー論・セクシュアリティ論に大きな影響を持つジュディス・バトラーの『触発する言葉』(バトラー, 2004)²⁾は、英国の哲学者J. L. オースティンの言語行為論を積極的に援用あるいは「脱構築」し、憎悪表現、ポルノグラフィなどの社会的・法的問題を扱っている。しかしこのバトラーの解釈はさまざまな問題がある³⁾。

ここでは、バトラーの曖昧で難解な⁴⁾議論を追うことはできない。しかしバトラーの議論全体は、レイ・ラングトンの論文(Langton, 1993)のオースティン解釈に多くを負っており⁵⁾、またラングトンの議論は哲学的にも実践的にも興味深いものであって、この議論の魅力とその弱点は正確に理解される必要があると思われる⁶⁾。そのための作業として、本論では「言語行為 speech act」としてポルノグラフィや憎悪表現をとらえることが、どの程度の理論的含意を持つのかを確かめたい。

キーワード：ポルノグラフィ、表現の自由、
言語行為論

1 議論の背景

ポルノグラフィや憎悪表現の規制は、言論の自由との葛藤のために大きな問題となってきた。

1980年代に、米国のフェミニスト法学者キャサリン・マッキノンと文学者アンドレア・ドウォーキンらは、活発な反ポルノグラ

* 京都女子大学 助教授
大学院 現代社会研究科公共圏創成専攻
社会規範・文化研究領域

フィ運動を行なった。マッキノンらによれば、ポルノグラフィはそれ自体が女性差別的な制度である。それは女性は支配されることに快感をおぼえ、従属することに喜びを感じるといった女性の性の神話を強化するものであるのみならず、レイプ、ドメスティックバイオレンス、セクシャルハラスメント、児童への性的虐待など、女性に対するさまざまな暴力の原因である。

マッキノンらの運動は、それまでの「猥褻 (obscene)」な表現としてのポルノグラフィの規制に関する論争のように、社会の性道徳的秩序の維持を目的としたものではなく、むしろ、女性の権利保護、女性に対する差別撤廃というフェミニスト的観点からのものであり、すでに巨大な市場を持つ現代のポルノ産業における犠牲者としての女性たちの救済を目的としたものである。

マッキノンらは、女性を従属させ、性的な対象物や物品、商品として扱うような表現をポルノグラフィとし、それに強制的に出演させること、強制的に見せること、ポルノグラフィを原因とする暴行や脅迫、ポルノグラフィを通じた名誉棄損、そしてポルノグラフィの取引行為などを訴訟原因として、被害者は民事訴訟を起こすことができる条例を制定しようと働きかけた⁷⁾。

このようなマッキノンらの法的規制の要求は、「言論の自由」を侵害する可能性があるため、各方面からさまざまな批判を受け、またフェミニスト内部でも大きな論争を引き起こすことになった。反論のなかでも特に重

要なものは(1)言論の自由を保護した方がよい結果につながるとする功利主義的な議論 (古典的にはJ. S. ミルの『自由論』などが代表)、(2)自由と平等とが衝突する場合は、特別な場合を除いて自由が優先するという議論 (R. ドゥオーキンなどが代表⁸⁾)、の二つだろう。

2 ポルノグラフィに対する1980年代までのアプローチ

フェミニストらの問題提起は、ポルノグラフィや憎悪表現に関する実りの多い議論を生みだした。ポルノグラフィを批判するアプローチは、性暴力アプローチ、搾取アプローチ、モノ化アプローチ、名誉毀損アプローチとしておおまかにグループ分けすることができるかもしれない。

第一に、ポルノグラフィと女性に対する性暴力の間には直接・間接の因果関係があるとする**性暴力アプローチ**がある。このアプローチでは、主として(1)ポルノグラフィ制作現場における強制や暴力、権利侵害、(2)ポルノグラフィ愛好者によって引きおこされる性暴力の二つの側面が議論されたが、(1)については既存の法制度で十分カバーできるだろうという反論、また(2)については、研究室における実験や社会的統計などによる立証が困難であるという反論がある⁹⁾。

第二に、**名誉毀損アプローチ**がある。このアプローチによれば、ポルノグラフィは女性全体に対する名誉毀損であるとされる。しかし、通常名誉毀損は特定の個人の名誉を傷つけた場合に適用されるが、女性というグルー

ブの名誉や評判を損なうということがどのようなことであるのか、どんな名誉を損なっているのかが不明確である。グループに対する名誉毀損の結果として生じる損害を明示することができるかどうか不明である。

第三に、**搾取アプローチ**として、ポルノグラフィは男女の経済的な不平等にもとづく女性の搾取であるとする議論もある。しかし、ポルノグラフィ産業に自発的に参加する女性の存在を否定することは難しい。また、他にも存在する搾取を含むさまざまな産業のなかでポルノグラフィ産業を特別に扱う理由が疑問視される。さらに、ポルノグラフィ産業では女性は一般に優遇されていること、ポルノグラフィ産業が栄えている国や時代の方がむしろ女性の相対的な地位が高いことも指摘されている¹⁰⁾。

第四に、「モノ化」アプローチがある。ポルノグラフィは女性をモノ化・商品化し、その品位を損なうものであり、この点で非倫理的だとされる。ここで論じることはできないが、モノ化 (objectification、客体化、物象化) の概念は非常に複雑かつ多義的で、それが実質的に何を意味するのか、なぜモノ化が非倫理的とされるべきなのか、「モノ化」が危害であることの立証の困難など問題は多い¹¹⁾。

これらフェミニストによる1980年代までのポルノグラフィへの法学的・倫理的アプローチは、先にあげた功利主義的あるいは権利論的な「表現の自由」の擁護に対して十分な説得力を持ったとは言えない。

3 言語行為論アプローチ

3.1 オースティンの言語行為論

1990年代に提出された哲学的に注目すべき別種の議論として、ポルノグラフィは女性を男性に従属させ、女性の発言を無効なものにするものであるから、ポルノグラフィを流通させておくことは言論の自由を守ることはならないという見方がある。これは**言語行為論アプローチ**と呼ぶことができるだろう。

哲学者レイ・ラングトン (Langton, 1993) はマッキノンの「ポルノグラフィはそれ自体女性に従属させ、沈黙させる」という主張に注目し、これをJ. L. オースティンの言語行為論から解釈しなおす試みを行なった。

ラングトンの主張は大きくいって、(1)ポルノグラフィは単なる表現ではなく、女性に従属させる言語による行為である、そして、(2)ポルノグラフィは女性の発話内行為を行なう自由を侵害する行為である、の二点である。

ラングトンの議論を検討する前に、まず、オースティンの「発話行為 (言語行為) speech act」という発想を見ておこう。オースティン (オースティン, 1978) は、「近代の哲学が見失っているのは、われわれは発語 speech することによって複数の行為 act を行なっているということである」と主張する。文の発語は、ものごとの状態や事実の記述だけでなく、その発語そのものがある種の行為を遂行しているという一面を持つことがある。発語には事実を伝える「事実確認的 (constative)」な機能だけでなく、言語を使ったさまざまな行為を行なう「行為遂行的 (performative)」な

機能がある。さらに、発語の行為遂行的な側面に注目すれば、発語によって行なう行為は、さらに次の三種に分類されうる。

1. 発話行為 locutionary act：意味をもつ語や文を発語するという行為。
2. 発話媒介行為 perlocutionary act：発語によって聞き手にある帰結を引き起こす行為。たとえば「説得して～させる persuade」
3. 発話内行為 illocution act：発語そのものがひとつの行為。たとえば「約束する」「判決を下す」「命名する」など。

ある女が私に、隣に立っている男性を指し示して、「その男を撃ち殺せ」と言ったとする。「その男」はその男性を指しており、「撃ち殺せ」はピストルで撃ち殺すことを意味している文を発音したという点で、これがその女性が行なった「発話行為」である。同時に、私とその言葉に驚けば、彼女は私を結果的に「驚かせた」という発話媒介行為も行なっている。そして、私を男性を撃つよう「促した urge」「命令した command」という発話内行為も行なっている。

オースティンが特に関心を寄せたのは発話内行為であって、これについてはかなり詳細な分析を行ない、特に慣習 convention に注目した。彼は、結婚（牧師の問いかけに対する “Yes”）、約束 (“I promise”）、賭け (“I bet”) その他の発言が適切であるためには、その背景となる慣習や制度が重要であると主張した。このようなオースティンの言語行為論はさまざまな哲学分野に大きな影響を与え

ることになる。

3.2 ポルノグラフィは女性を従属させる 発話内行為である

このようなオースティンの議論をふまえて、ラングトンにはマッキノンのポルノグラフィ批判の議論の再構築を試みる。彼女は、ポルノグラフィ的な表現そのものが女性を従属させるというマッキノンの過剰に見えるレトリックは、オースティンの議論を踏まえれば、ポルノグラフィを単なる「表現」ではなく、「行為」として捉える文字通りの記述とみなすことができるという。

ある国の立法者が、立法の場で「以後黒人には選挙権を与えない」と宣言すると想定してみる。その発話は、「黒人」がその国の黒人を指しているという意味で発話行為であり、黒人が選挙所に入れないという結果をもたらす発話媒介行為でもある。そして、それ自体、黒人に選挙権を与えないことに立法するという発話内行為であり、「黒人を従属させ、白人より下位に置く」ことになる。しかしこのような発話内行為が行為として成立するのは、ある制度的背景の上でのみである。この場合は立法者が誰が選挙権を持つかを決定する制度的権威を持っている。発話内行為を行なうためには、それを発話する人がそれに対応する一定の権威を持っていることが必要なのである。

同様に、ラングトンによれば、ポルノグラフィはたしかに表現であり、性的な行為を描写するという発話行為的側面に加え、人々に

影響を与えることによって女性の男性への従属を持続させてしまうという発話媒介行為的側面も持つ。先にも触れたように、たしかに、ポルノグラフィが実質的にどの程度女性の従属を持続させる原因になっているのか、という問題はなかなか立証が難しい。

しかしラングトンによれば、ポルノグラフィは発話媒介行為としてだけでなく、発話内行為として、それ自体が女性を従属させるものなのである。ラングトンはマッキノンの文章を引用し、それらが「発話内行為」を表現する動詞を豊富に含んでいることを指摘する。

ポルノグラフィはレイプ、肉体的暴力、セクシュアルハラスメント、児童虐待をセクシュアルなものにする…ポルノグラフィはそれらを祝福・促進・許可・合法化する (it celebrates, promotes, authorizes and legitimates them)。 (Langton, 1993 : 307、強調はラングトンのもの。)

もちろん、女性に対する暴力を「祝福・促進・許可・合法化する」ことが、女性に対する直接の「危害」であるかどうかは議論の余地があるかもしれないことはラングトンも認めている。しかしラングトンのポイントは、ポルノグラフィ的表現それ自体が行為であるという点にある。

3.3 ポルノグラフィは女性の重要な発話行為を無効にする行為である

さらに、ラングトンによれば、ポルノグラフィは女性の発話内行為を無効にしてしまう

という働きもある。

すでにマッキンノンは次のようにリベラリズムの「言論の自由」擁護を疑う発言を行っている。

リベラルな人々にとっては、言論は社会的目標のために犠牲にされてはならぬものだ。リベラリズムは、男性の自由な言論が女性の自由な言論を沈黙させているということを理解しようとしてこなかった。自由な言論という同じ目標なのだが、その「人民」が違っているのだ (マッキンノン, 1995 : 261。訳を筆者の責任で原文にもとづいて変更した。)

ラングトンも絶対的な言論の自由の擁護には批判的である。ラングトンによれば、言論の自由はそれを認めることの結果によって正当化されるにすぎない。

言論の自由がよいものであるのは、それによって人々が言葉によってさまざまなこと——抗議、問い掛け、答え——を行うことができるからである。(p. 328)

しかし、ポルノグラフィは、このような女性が言語によって行う様々な活動——発話内行為の力 (illocutionary force) ——を奪ってしまうのだと言う。

すでにオースティンの分析の分析でも、発話内行為が不適切で十分な発話内行為の力を発揮できない場合があることが指摘されていた。

たとえば、俳優が劇のなかで「火事だ」と叫び、「警告」という行為を演じる予定だったとしよう。しかしその劇の上演の際に

実際に火事が起こってしまい、その俳優が観客に警告するために「火事だ！」と叫んだが、誰もその発言を真に受けなかったとする。オースティンはこれを「不発misfire」と呼んだ。

また、なんの権限もない私が、たまたま訪問した港に停泊していた船に向かってシャンペンの瓶をぶつけ「クイーンエリザベス四世号と名付ける」と宣言しても無効である。

ラングトンは、ポルノグラフィ的表現の影響によって、女性の発言が不発に終るケースがあることを指摘している。オースティンの(a) 発話行為、(b) 発話媒介行為、(c) 発話内行為のそれぞれに応じて三種類の「消音silencing」がありうると考える。男性との関係において、往々にして女性は、(a) 実際に発声せず、したがって発話行為が聞かれない、(b) 発言してもその発言が意図した結果をもたらさない (perlocutionary frustration)、(c) そもそも発話内行為を行なう自由を奪われている (illocutionary disablement) などの場合がある。

ポルノ的表現も同様にまた、女性の「ノー」という発言を不発に終わらせてしまう。つまりポルノグラフィには、女性の性的関係を拒否するという発話内行為をさまたげる働きがあると主張する。女性の「ノー」という発話が「彼女は性交渉を拒絶した」と記述できるという発話内行為の力を持つためには、男性がそれを理解することが必要である。もしその男性が、女性は実はふざけたり自分に媚びたりしているのだけなのだと誤解してしまう

なら、彼女の「ノー」は不発に終わる。

マッキノン、このようなポルノグラフィの働きと制度を「女性の声を消すsilencing」と表現しているのだとラングトンは理解する。ラングトンによれば、ポルノグラフィはまさに文字通りの意味で女性の発話を消音し、女性が発話内行為を行なう自由を侵害するものだと批判する。

4 ラングトンの議論の検討

4.1 J. S. ミルにおける言論の自由

このようなラングトンの言語行為論的アプローチは非常に興味深い。まず、ポルノグラフィと女性の同意の問題の関心に注目したことは高く評価されるべきである。また、「発話や表現が、同時に行為でもある」というラングトンの主張は哲学的観点から見ても十分頷けるものである。これまでのポルノグラフィ規制と表現の自由との葛藤に関する議論では、ポルノグラフィは保護されるべき「表現」や「思想」であるか否かを焦点としてきたことを踏まえれば、ポルノグラフィ的表現がひとつの行為であるという解釈は新しい視点を提供していると言いうことができるだろう。

ただし、言論と表現の自由を功利主義的な観点から強力に主張しているJ. S. ミルの『自由論』のような立場が、他者に危害を加える行為は当然規制しなければならないことを認めるのはもちろんのことである。実際のところ、ミルの場合においても「言論の自由」は意見や情報を出版物などによって公開する自由にすぎず、絶対的なものではない。『自由

論』で有名な「危害原理」が提示されるパラグラフで、まさにこのことが述べられている。だれも、行為が意見と同じように自由であるべきだ、と主張しはしない。反対に、意見でさえ、その発表が何か有害な行為を積極的に誘発するような事情があるときには、他から干渉されずにすむという権利を失うのである。穀物商人は貧民を飢えさせるものであるとか、私有財産は略奪であるという意見は、単に出版物を通じて流布されるだけでなく妨害されるべきではないが、穀物商人の家の前に集った興奮した群集に対して口から伝えられたり、その中でプラカードという形で伝えられたりする場合には、当然罰を受けてよい。正当な理由なしに他人に害を与えるような行為は、どんな種類のものであれ、これに反対する感情によって、また必要ならば人々の積極的干渉によって抑制されてよいし、またより重要ないくつかの場合には抑制されることが絶対に必要である。(ミル, 1967: 278-9。強調は筆者。)

この文章を素直に読めば、「どんな種類のものであれ」にはもちろん言語による行為——言葉によって他人を傷つける——も含まれることになるだろう。

北田暁大は、ヘイトスピーチについて次のように述べている。

「ヘイト・スピーチは確実に誰かの心を傷つけるだろうし、ときには死にいたらしめるような精神的苦痛を喚起することだってある。人の尊厳や存在まで関与しうよう

なヘイト・スピーチを「表現の自由のの名の下に——物理的な危害を前提としたミル流の加害原理 (harm principle) によりつつ——野放しにしておくことは、それ自体きわめて「犯罪的」な振舞いであると私たちは考えるのではないだろうか」(北田, 2005: 57)

また斎藤純一は次のように述べる。

「表現」と「行為」を峻別し、眼に見える危害をとまわらない「表現」については極力寛容でなければならないとするこれまでの法学的思考の伝統に棹さすかぎり、「表現」そのものが他者の心身に回復不可能な傷を負わせる——語ることが同時に行なうことでもある——「発話内行為 (illocutionary act) である」というパースペクティブを得ることはできない(斎藤, 2005: 7)。このように斎藤は、表現に心理的危害という側面があることを指摘する。もちろん、表現のこういった側面を考察することは非常に重要であることは言うまでもない。また、少なくともミル自身の危害原理をそのように物理的な危害だけに限られるものと解釈する必要はまったくない。

ただし、だからといって、「人を不快にし、心理的に苦しめるような発言は常に制限されるべきである」ともならないのはもちろんである。たとえばアラン・ソーブルは、大学新入生に対する正統的なフェミニズム思想紹介の授業でさえ、セックスに関するさまざまな直截な表現や、各学生の性道徳に反する思想内容によって、ショックを与え苦しめること

があると指摘している (Soble, 2002)。ミルもまた「経験から明らかなように、攻撃がききめがあり強力なときはいつでも、攻撃される人々は不快になるものだ」と言う。通常の解釈では、ミルが言論の自由を擁護するのは、あくまで、そのような社会が（われわれの知識の不完全さやわれわれの性向などを考慮に入れた上で）長い目で見ればより多くの知識や善を手に入れることができることになるだろうからである。

また、ある発言が結果的に「誰かの心身に傷を負わせる」ことになるという記述は、オースティンの分類では、発話内行為ではなく、むしろ発話媒介行為にこそ当てはまるものである。たとえばミュージシャンに向かって「ヘタクソ！」と言うことは、一般的には侮蔑でありそのミュージシャンの心を深く傷つけるかもしれないが、そう言われても平気でありむしろ喜ぶミュージシャンもいるかもしれない。このように、結果が必然的ではなく偶然的であることこそが発話媒介行為の特徴であることに注意しておこう。ミルの自由論のような文脈で、発言や表現行為が行為として規制されることが可能であるのは、悪い結果をもたらす発話媒介行為としてなのである。

4.2 ポルノグラフィはどのような意味で権威か？

さて、ラングトンの主張が、「ポルノグラフィ的表現に触れることによって、結果として一部の人々（男性）が女性の「ノー」を

「ノー」として認めなくなる」というものであるならば、これはポルノグラフィ的表現の発話媒介行為とみなしていることになる。ポルノグラフィが有害な結果につながるかもしれないということは非常に重要であって、先述のようにミルも、意見の発表が有害な行為を積極的に誘発するような事情があるときには、われわれはなんらかの干渉を行なってよいと主張している。ポルノグラフィが有害な帰結をもたらすと予測されるのであれば、われわれはなんらかの対策を施さねばならないだろう。しかし先に見たように、これを経験的な証拠にもとづいて論証するのはかなり難しい。

しかし、ラングトンがマッキンノンから引き継いでいる中心的な主張は、ポルノグラフィ的表現そのものが女性を男性に従属させる発話内行為でありえるというものだ。この主張は説得的だろうか。たしかに、もしラングトンのように言えるのであれば、それはちょうど「私は約束します」という発話（条件が整っていれば）概念的に約束するという行為となるように、この場合にポルノグラフィが実際に女性の従属を引き起こしているということになり、経験的な因果関係の証明は不必要ということになる。

オースティンによる発話内行為の分析では、発話内行為が適切であるためには、制度と権威が必要である。たとえば、裁判官でない者が「～という判決を下す」と発言しても判決を下したことにはならない。それでは、ポルノグラフィ的表現が女性に従属させるという

発話内行為的力を持つことはありえるだろうか。もしそういうことがありうるとすれば、それは、女性を男性に従属させるような仕方で描写するポルノがそれに対応する一定の制度的な権威を持っている場合ということになる。では、ポルノグラフィは権威や制度を構成しているのだろうか。権威であるとするればそれはどのような権威であり、制度であればそれはどのような制度だろうか。

まず、個々のポルノ制作者がそのような法的あるいは制度的な権威を持っているということは考えにくい。個々のポルノ制作者は単なる作品の作者にすぎず、「よいポルノグラフィ」であるかどうかは別の基準によると考えられる。

また、たしかにポルノグラフィは多種多様な性を描いており、一部のポルノはたしかに強制的な性行為を描いている。しかし、そのような強制的な性行為が人々にとって実際に権威となっているかは疑問の余地がある。強制的な性行為が制度となっているということも考えにくい。

先に述べたようにポルノ的な表現の因果的な影響のもとに、ある種の男性（や女性）が女性に従属させるような行動に出るということは十分ありえるかもしれないが、これが成立するとしても、それは発話内行為ではなく発話媒介行為でしかない。実際にそのような因果関係があるかどうかは実証的な研究が必要である。そして先に述べたようにそれを実験室的あるいは統計的に立証することは困難であるが、不可能ではないだろう。

4.3 ポルノグラフィは女性の拒否を不可能にするか？

では、ポルノグラフィは女性の性的関係の拒絶などの発話を不可能にするという「消音」の議論についてはどうだろうか。

権力関係が不平等で男性優位的な社会や人間関係において、女性が実際に発話する機会を奪われている（発話行為の不自由）、そしてまた女性が発話によって意図した帰結を引き起こすことができない（発話媒介行為の不自由）という二点には、たしかに実践的にも大きな問題であることはもちろん理解できる。

しかし、「女のノーはイエスを意味する」というポルノグラフィ的思考が蔓延している社会で、女性の拒絶が発話内行為として成立しない、ということがありえるだろうか。

ダニエル・ジャコブソン (Jacobson, 1995) が指摘しているように、このラングトンの立場には決定的な難点がある。通常理解では、女性に対する性的暴行は、まさに女性が拒絶しているにもかかわらず強制するから暴行であり、不正な行為であるはずだ。しかしもし仮にラングトンが言うように「拒絶」が発話内行為とみなされるべきであり、かつ、ポルノグラフィ的思考が優勢を占め制度や慣習を構成してしまっている社会では女性は発話行為の自由を失っているとすれば、女性が何を望み何を発言しようとも、実際に（論理的・言語的に）女性は拒否できない、そしてノーと発話している女性は言語行為として拒否しているわけではないということになってしまう。したがって、このように解釈すれば、

かえって女性に対する性的な強制が不正である理由の一部が失なわれることになる。これはあまりにも奇妙な論理的帰結であり、われわれはこれを実践的に受け入れることはできないだろう。

そこで、女性の拒否を適切に説明するためには、「発話内行為をする自由」というラングトンの主張そのものをまず見直す必要がある。オースティンは発話内行為を行なうためには「慣習」が必要であると指摘した。通常の（キリスト教の）結婚の場合を考えれば、たしかにある種の状況（両者ともに未婚である、結婚できる年齢である、生物学的に男女のカップルである、立ちあっているのが正規の牧師であるetc.）がととのえば、「結婚します」という宣誓は「結婚する」という発話内行為でもある。そのためには、上の条件のもとで牧師に「このひとと結婚します」と発話することが、結婚を成立させるという慣習が必要であるということでもある。

しかしこのオースティンの「慣習」は、言語の使用に関する慣習であって、倫理的な振舞いに関する規範ではない。「性的関係における女性「ノー」は実は常にイエスだ」という言語的慣習（そんな社会的慣習が現実に広く存在するとは思えないが）がもし仮に成立としても、それは「女性がノーと言っても性的関係を強制してかまわない」という（邪悪な）倫理的振舞いに関する規範とはまったく別である。したがって、ラングトンの言語行為論はその中心的な部分で失敗してしまっていると思われる。

ここで論証なしで思弁に頼ることが許されたとすれば、以下のことをつけ加えておきたい。「ノー」を「ノー」と理解して暴行を加えることと、「ノー」を「イエス」と理解して（結果的に）暴行を加えることの間には大きな違いがある。女性の拒絶にもかかわらず性的関係を強制する男性がいること、またそれに刺激や快を感じる男性がいるだろうということは容易に予想できるが、女性の拒絶を拒絶であると把握できない男性を想像することはより困難である¹²⁾。たとえば過去に話題にされたバクシー山下のアダルトヴィデオ『女犯』シリーズが、おそらく本物の暴行であり犯罪的であると視聴した人の多くが理解したのは、われわれが生の人間の声や表情の表現を直観的に理解できるからである¹³⁾。もちろん、他人の拒否の感情を理解しにくい人びとは社会には一定数存在していることだろうが、この問題は、言語表現や言語行為に関する哲学的問題ではなく、発達心理学や精神病理学の問題であることと思われる。

5 結 論

これまでの議論をまとめよう。ラングトンの議論は、ポルノグラフィを発話行為とみなすという点で哲学的に興味深いが、発話媒介行為と発話内行為とを混同してしまっている点で致命的な難点がある。

最初にあげたように、ジュディス・バトラーはラングトンの議論を紹介し、かつ批判しているが、ラングトンのオースティン解釈によりかかっているため、本来批判すべきポ

イントをはずしてしまっているように見える。

バトラーは、ラングトンの議論をポルノグラフィだけでなく人種的ヘイトスピーチにまで拡張した上で、次のように批判する。

もし中傷的な発話の行為遂行性を、発話内行為的なものとみなすならば、(つまり、その発話は諸々の効果をもたらすが、発話自体は効果そのものではないならば)、そういった発話は一群の必然的ではない諸々の効果を生み出す程度に応じて中傷的な効果を発揮するということになる。発語が他の種類の効果ももたらしうる場合のみそういった発語を自分のものとし、意味を逆転させ、別の文脈を与えることが可能になる。ある種の法的アプローチのように、ヘイトスピーチに発話内行為的な地位を認めるならば(つまり、発言それ自体が中傷という効果を直接的・必然的に発揮するということになる場合には)、そのような発言の力を無力にする可能性は閉め出されることになる。(バトラー, 2004: 61-62. 原文にしたがって筆者の責任で翻訳を変更した。)

そしてバトラーは(マッキンノンや¹⁴⁾ラングトンがポルノグラフィを発話内行為とする議論を批判し、法的な局面でポルノグラフィなどの憎悪表現を発話媒介行為として解釈してしまえば、憎悪表現に対して、対抗言論や、言葉の意味の意図的な誤用・流用などによって抗議してゆくことができなくなるとする¹⁵⁾。

しかし、ラングトンの議論が退けられるべきなのは、そのような政治的な理由からでは

なく、われわれの言語の用法についての事実に関する哲学的な理由からでなければならないはずである。政治的に不利益だからといって、事実の解釈を変更することはできない。それは、われわれがポルノグラフィ的表現をどう解釈するかにかまかされているわけではない。

もちろん、ポルノグラフィ制作における強制や暴力、そしてポルノグラフィの発話媒介行為としての側面(危害や不快、女性に対する暴力の因果的原因など)は注目される必要がある。しかし、行為の帰結を考慮するのであれば、なんらかの帰結主義的な比較考量の対象になるだろう。

したがって、ポルノグラフィ的表現がどのような帰結をもたらすのかを明らかにするために、ポルノグラフィ愛好者たちの現象論的な研究は重要である。ポルノグラフィが製作者や愛好者たちのどのようなファンタジーにもとづき、またどのような心理的帰結をもたらしているのかはたしかに多様であり解明は困難であろう。またこのようなファンタジーは男性だけのものではないかもしれない。女性向けの「ボーイズラブ」を含む多くのポルノグラフィ的表現が、最終的な女性(ボーイズラブの場合は「受け」)の屈服と宥和をもって終了せざるをえないのは、ポルノグラフィ愛好家たちのメンタリティをある程度反映しているはずである。たしかに経験的な実証や反証は難しいが、もしポルノグラフィの問題をまじめに受けとめるべきだとすれば、まず行なわれるべきなのは愛好家たちの観点から

の心理的な記述と哲学的な分析であると思われる。アラン・ソープルが言うように、ポルノグラフィが愛好者たちにとってどのようなものであり、どのような心理的帰結をもたらしているのか、また、ポルノグラフィを強制的に押しつけられている人々はどのような状態にあるのかは、このような研究からしか知ることができず、社会的にポルノグラフィを規制するべきか、どう規制するべきかはそのような心理学的・現象論的な研究にもとづかなければならない (Soble, 2002)。このような結論からすれば、ソープル (Soble, 1998) やカミーユ・パーリア (パーリア, 1998)、ロフトス (Loftus, 2002)、国内では赤川学 (赤川, 1996) の歴史社会学的研究や森岡正博 (森岡, 2005) やらの内面からの分析は興味深く、この方向でさらに研究を進めることが求められていると思われる。

〔注〕

- 1) 本論文は日本法社会学会研究大会 (2006年5月14日, 関西学院大学) での研究発表原稿に加筆訂正を加えたものであり, 筆者が研究分担者を務めた平成16・17度科研費共同研究「ジェンダー法学のアカウントビリティ」(代表者: 澤敬子・京都女子大学助教授) の一部である。
- 2) Butler (1997). タイトルは「触発された言葉」が正しい訳であると思われる。
- 3) 国内では若林 (2003, 2005), 斎藤 (2005), 北田 (2005) らの論考がバトラーの議論を援用しているが, 彼女らはバトラーのオースティン解釈を無批判に受けいれているように見える。
- 4) オースティンやマッキノンやラングトンらの典拠のあげ方などを見ると, 不誠実でもあるかもしれない。
- 5) また, 有名なデリダ=サル論争からアイディアの多くを得ているのはあきらかだが, デリダの名前が直接参照される個所は少ない。
- 6) 実際に90年代後半以降, 英米では多くのフェミニストたちがこの種の議論を試みている。
- 7) マッキノンらの主張についてはマッキノン・ドゥオーキン (2002) を参照。またその後の経緯については筆者は江口他 (2004) で簡略に紹介した。
- 8) Dworkin (1992) など. 90年代前半のR. ドゥオーキンとマッキノンの間の一連の論争は MacKinnon and Dworkin (2000) として Cornell (2000) に収録されている。
- 9) 杉田 (1999) などを参照。中里見 (2004) は1986年の米国司法長官「ポルノグラフィに関する委員会」最終報告書 (『ミーズ報告』) を参照し, 暴力ポルノグラフィが性犯罪を引き起こすという仮説が証明されていると主張している。しかしこの報告は発表当初から, ポルノグラフィと性犯罪の間に直接の関係は見いだせないとした1968年の米国大統領委員会報告に比べて, その方法論に問題が多いと批判にさらされている。Edwards (1992) やStrossen (2000) を参照。
- 10) しばしばポルノ産業が搾取的であることを示すためにマッキノンらの運動においてはしばしば映画『ディープ・スロート』の主演を演じたリンダ・ラブレースの自伝 (Lovelace and McGrady, 1980) がひきあいに出されている (たとえば浅野, 2002, p. 157)。しかしラブレースの苦難は夫による暴力と強制にあったのであり, ポルノ産業そのものやポルノ作成者たちによるものではなかったことが指摘されている。Strossen (2000) などを参照。
- 11) 「性的モノ化」にまつわる哲学的問題については, 江口 (2006) を参照。
- 12) ただし, 進化心理学者デヴィット・M・バス

- は男性と女性の間に性的なシグナルについての認知の差があると主張している (Buss, 2003).
- 13) 杉田 (1999), ポルノ・買春問題研究会 (2001), 浅野 (2002) などを参照. 制作者の観点からの発言はバクシー山下 (1995).
- 14) マッキンノン言語行為論については一言も触れていないと思われるにもかかわらず, バトラーは彼女にポルノグラフィに対する言語行為論的アプローチのアイデアを帰しているように読める. これはラングトンの功績に対して公正でないと思われる.
- 15) この解釈は北田 (2005) に従う.
- 〔文献〕
- オースティン, J. L., 1978, 『言語と行為』, 大修館書店. 坂本百大訳.
- Buss, David M., 2003, *The Evolution of Desire : Strategies of Human Mating* : Basic Books, revised edition.
- Butler, Judith, 1997, *Excitable Speech : A Politics of the Performative*, Routledge.
- バトラー, J., 2004, 『触発する言葉 : 言語・権力・行為体』, 岩波書店. 竹村和子訳.
- Cornell, Drucilla ed., 2000, *Feminism & Pornography*, Oxford University Press.
- Dworkin, Ronald, 1992, "The Comming Battles over Free Speech", *New York Review of Books*, Vol. 39, No. 11.
- Edwards, David M., 1992, "Politics and Pornography : A Comparison of the Findings the President's Commission and the Meese Commission and the Resulting Response", <http://home.earthlink.net/~durango-dave/html/writing/Censorship.htm>.
- Jacobson, Daniel, 1995, "Freedom of Speech Acts? A Response to Langton", *Philosophy and Public Affairs*, Vol. 24, No. 1, Winter.
- Langton, Rae, 1993, "Speech Acts and Unspeakable Acts", *Philosophy and Public Affairs*, Vol. 22, No. 4, Fall.
- Loftus, David, 2002, *Watching Sex : How Men Really Respopnd to Pornography*, Thunder's Mouth Press.
- Lovelace, Linda and Mike McGrady, 1980, *Ordeal*, Berkley Books.
- マッキンノン, C., 1995, 『ポルノグラフィ : 「平等権」と「表現の自由」の間で』, 明石書店. 柿木和代訳.
- マッキンノン, C.・A. ドゥオーキン, 2002, 『ポルノグラフィと性差別』, 青木書店. 中里見博・森田成也訳.
- MacKinnon, Catharine A. and Ronald Dworkin, 2000, "Pornography : An Exchange", in Drucilla Cornell ed. *Feminsm and Pornography*, Oxford University Press.
- ミル, J. S., 1967, 「自由論」, 関嘉彦 (編) 『ベンサム・J. S. ミル』, 中央公論社.
- パーリア, C., 1998, 『性のペルソナ (上下)』, 河出書房新社. 鈴木明他訳.
- Soble, Alan, 1998, "Why Do Men Enjoy Pornography ?", in Robert Baker, Kathleen J. Winninger, and Frederick Elliston eds. *Philosophy and Sex*, Prometheus Books, 3rd edition.
- 2002, *Pornography, Sex and Feminism*, Prometheus Books.
- Strossen, Nadine, 2000, *Defending Pornography : Free Speech, Sex, and the Fight for Women's Rights*, New York University Press.
- 赤川学, 1996, 『性への自由/性からの自由 : ポルノグラフィの歴史社会学』, 青弓社.
- 浅野千恵, 2002, 「性暴力映像の社会問題化」, 金井淑子・細谷実 (編) 『身体のエシックス/ポリティクス』, ナカニシヤ出版.
- 江口聡・澤敬子・藤本亮・望月清世・南野佳代, 2004, 「ジェンダーと法 : フェミニズム法学の

- 課題に関する予備的研究], 『現代社会研究』, 第6号.
- 江口聡, 2006, 「性的モノ化と性の倫理学」, 『現代社会研究』, 第9号.
- 北田暁大, 2005, 「憎悪の再生産: ヘイト・スピーチとメディア空間」, 藤野寛・斎藤純一(編) 『表現の〈リミット〉』, ナカニシヤ出版.
- 杉田聡, 1999, 『男権主義的セクシュアリティ』, 青木書店.
- 中里見博, 2004, 「ポルノグラフィと法規制: ポルノの性暴力にジェンダー法学はいかに対抗すべきか」, 『男女共同参画社会の法と政策: ジェンダー法・政策研究センター研究年報』, 第2巻.
- バクシーシ山下, 1995, 『セックス障害者たち』, 太田出版.
- 斎藤純一, 2005, 「現われの消去: 憎悪表現とフィルタリング」, 藤野寛・斎藤純一(編) 『表現の〈リミット〉』, ナカニシヤ出版.
- 藤野寛・斎藤純一(編), 2005, 『表現の〈リミット〉』, ナカニシヤ出版.
- ポルノ・買春問題研究会(編), 2001, 『映像と暴力(論文・資料集第2号)』.
- 森岡正博, 2005, 『感じない男』, ちくま新書.
- 若林翼, 2003, 「言葉の力: 差別的表現, 法, 法理論(一)(二): 批判的人権理論, フェミニズム法理論と法実践」, 『阪大法学』, 第52巻.
- 2005, 「法と主体の可能性: フェミニズムの主体像を手がかりに」, 『阪大法学』, 第54巻.

The Speech-act Theory Approach to Pornography

EGUCHI Satoshi

In this paper, I will introduce Rae Langton's approach to the problems of pornography in her "Speech Acts and Unspeakable Acts". I will try to show that her approach has a merit of being philosophically interesting and practically important, but has some fundamental flaws. *Pace* Langton, I will show that "act" of pornographic expression should be considered as perlocutional act, and we need some empirical evidences of harms in order to regulate pornography legally. In conclusion, I will argue that we need psychological / phenomenological investigations how ordinary men read, watch, and experience pornography.

Keywords : pornography, speech-act theory, Rae Langton, Judith Butler